平成２７年（フ）第１２１３号
千葉県市川市大和田４丁目10番７号
債務者　阿部香緒里（旧姓安原）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３０号
千葉県市原市五井西２丁目７番地７　マルシエＡ202号室
債務者　伊東　美香
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３７号
千葉市若葉区若松町540番地57　カーサ・クララ205号
債務者　金見代一樹
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
千葉市若葉区千城台西３丁目12番１棟402号
債務者　北原　文昭（旧姓稲村）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
千葉県市原市西広１丁目４番地２　ケイハイツ西広102
債務者　中西　明子（旧姓蝦名）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
千葉市稲毛区宮野木町1144番地２　メゾン宮野木８号
債務者　須藤　麻衣
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
山梨県甲斐市岩森1401番地16、前住所東京都葛飾区白鳥２丁目６番２号　フラワーマンション301
債務者　杉林　智美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
山梨県甲府市高畑３丁目３番８号　コーポ飛鳥Ｉ205、住民票上の住所山梨県甲府市高畑３丁目３番８号　コーポ飛鳥２－５
債務者　村松　　芳
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８号
山梨県甲府市伊勢４丁目41番14号　サンハイツ伊勢301、前住所山梨県甲府市伊勢４丁目41番14号　サンハイツ伊勢202
債務者　金　　会官
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
岐阜県羽島市福寿町間島６丁目26番地（コーポクイン202号室）、前住所岐阜県羽島市堀津町須賀南２丁目44番地
債務者　藤田　博雄
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９０４号
名古屋市中村区八社１丁目227番地
債務者　平野知津子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３１号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池１丁目１番地９　ヴィラ・ユングフラウＢ棟102号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目７番地８　グリーンパークスＭＳＢ棟101号
債務者　野田　友子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２号
名古屋市熱田区桜田町15番６－702号　桜田団地
債務者　大杉　幸治
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
熊本県荒尾市牛水384番地１
債務者　前田　千代
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２０号
大分市萩原２丁目12番21－308号（ベスタ萩原）
債務者　小出　真理
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目７番30号
債務者　上原　　敏
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係